

- 一、公立尋常中学校専門学校及技芸学校生徒及職員ニ関スル事項ハ甲号及乙号書式ニ依リ毎年十月末日マテニ報告スルモノトス但本年ニ限リ十一月三十日マテニ報告スルモノトス
- 二、前項諸学校収入支出予算ニ関スル事項ハ決定次第丙号書式ニ依リ報告スルモノトス但臨時予算ヲ増減シタルトキハ同書式ニ準拠シ其都度十日以内ニ報告スルモノトス
- 三、尋常中学校ニ在リテハ分校及専修科専門学校技芸学校ニ在リテハ予科及別科等ノ設ケアル場合ニ於テハ各別ニ記載スルヲ要ス

(欄外注記²)
西專甲九四〇号

貴府下公立尋常中学校専門学校及技芸学校校地校舍図面別記様式ニ依リ十一月三十日迄ニ調製御差出可相成將又自今校地校舍ニ変更ヲ生シタル片ハ更ニ図面ヲ製シ十日以内ニ御報告可相成命ニ依リ此段及御通牒候也

明治三十年十月九日

文部省専門学務局長理学博士 菊池大麓回

東京府知事侯爵 久我通久殿

追而本文ノ学校ヲ設置シ又ハ設置ヲ許可シタル片ハ十日以内ニ報告可相成儀ト御了知相成度此段申添候也

(欄外注記³)
西專甲九四〇号

貴府下公立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ於テ教科用書又ハ参考用書トシテ生徒ニ使用セシムル図書別記様式ニ依リ十一

18 東京法学院学制一覽その他取調(明治三十年十月)

(欄外注記¹)
西專甲九四〇号

貴府公立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ関スル事項取調上必要ニ付別記要項及様式ニ拠リ期限迄ニ報告相成度命ニ依リ此段及通牒候也

明治三十年十月九日

文部省専門学務局長理学博士 菊池大麓回

東京府知事侯爵 久我通久殿

公立尋常中学校専門学校及技芸学校取調要項

月三十日迄ニ御報告可相成命ニ依リ此段及御通牒候也

明治三十年十月九日

文部省専門学務局長理学博士 菊池大麓^印

東京府知事侯爵 久我通久殿

追而本文用書変更ノ節八十日以内ニ同様式ニ依リ報告可相成

此段申添候也

(欄外注記4)
西專甲九四〇号

貴府公私立尋常中学校専門学校及技芸学校現行諸規則学科課程表夫々取調ノ上十一月三十日迄ニ御差出相成度命ニ依リ此段及御通牒候也

但規則中適宜ノ所ニ於テ認可ノ年月ヲ記載スヘシ

明治三十年十月九日

文部省専門学務局長理学博士 菊池大麓^印

東京府知事侯爵 久我通久殿

(欄外注記1)

「收受三十年十月九日・三甲七五〇号」

(欄外注記2)

「收受三十年十一月四日・三甲七五〇号」

(欄外注記3)

「收受三十年十一月四日・三甲七五〇号」

(欄外注記4)

「收受三十年十一月四日・三甲七五〇号」

今般其筋ニ於テ取調上必要ノ趣ヲ以テ本院ニ関スル事項取調可差出旨御達示ニ依リ別紙ニ通調製及呈出候也

明治三十年十二月三日

東京法学院長

菊地武夫^印

神田区長 沢 簡徳殿

(欄外注記1)
明治卅一年四月 二十日出

知事 内務部長(鈴木印) 第三課長心得(高橋印) 学務掛(奥村印)
(朱印)
(三甲七五〇ノ二)

公私立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ関スル

事項取調書等送付案

昨明治三十年十月九日付西專甲九四〇号ヲ以テ公私立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ関スル事項取調方並ニ同校地校舎図面教科用図書参考用図書現行規則及学科課程表等差出方ニ付御通牒相成尋テ再応御照会之趣領承右ハ当初直ニ夫々取纏メニ著手候ヘドモ何分數多ノ私立学校ノ為メ急速纏リ兼ネ又中ニハ私ニ規則或ハ学科課程等変更セルモノ有之是等ハ相当ノ手統ヲ履行セシムル等頗ル時日ヲ要シ候処漸ク取纏メ相済候ニ付左記三十二校分先以テ一括及送付候条右御了知相成度御回答旁々此段申達候也

印 年 月 日

高等学務局長宛

府知事

追テ府立学校ニ関スル教科用書ノ儀ハ目下改正取調中ニ付不日御認可ヲ請フベキ見込ニ候間今回ハ添付不致候猶各学校本年度(三十一年度)収支予算ノ儀ハ即今更ニ取纏中ニ付是亦

追テ差出候様可致候此段申添候也

一 東京府尋常中学校

一 東京府城北尋常中学校

一 東京府開成尋常中学校

一 私立成城学校尋常中学

一 私立早稲田尋常中学校

一 私立日本中学校

一 私立商工中学校

一 私立明治義会尋常中学校

一 私立錦城学校尋常中学

一 私立独逸協會学校尋常中学

一 私立東京数学院尋常中学

一 私立大成学館尋常中学

一 私立尋常
中学 郁文館

一 私立京華尋常中学校

一 私立正則尋常中学校

一 私立攻玉社尋常中学部

一 私立麻布尋常中学校

〔一〕私立青山学院尋常中学部〕

〔抹消〕私立和仏法律学校

〔抹消〕私立明治法律学校〕

一 私立東京法学院

一 私立日本法律学校

一 私立東京専門学校

一 私立慶応義塾大学部

一 私立専修学校

一 私立東京物理学校

〔抹消〕私立順天求合社〕

一 私立哲学館

一 私立済生学舎

一 私立東京齒科専門医学校

一 私立東京慈恵医院医学校

一 私立高山齒科医学院

一 私立日本薬学院

〔抹消〕私立薬学校〕

一 私立東京農学校

一 私立工手学校

〔抹消〕〔三十一〕

以上三十二校

右ノ外私立青山学院尋常中学部私立明治法律学校私立順天

求合社私立薬学校ノ四校ヲモ可差出見込ヲ以テ取調中ニ候

処尚未備ノ廉有之候間不日可及送付候

理由 各郡区ヘ頻リニ督促ノ末漸ク略々相纏リ候間先以テ

本案ヲ以テ送付ニ相成可然乎相伺候

〔欄外注記1〕

〔収受三甲七五〇号〕「判決四月二十一日」「施行四月二十二日」

東京法学院兼修科規則

第一条 本院学生ノ為メ特ニ兼修科ヲ設ケ本科（法律学）ヲ修
ムル傍ラ普通学講習ノ便ヲ得セシム

東 京 法 學 院 學 法 一 覽

東京法学院則

本院は法律政治経済学及社会学の諸學科を二部に分け、法学部を以て法律政治経済学を、社会学部を以て社会学を專修する。又法律政治経済学を専修する者は、社会学部も併修し得べし。

○第一條 本院は法律政治経済学及社会学を專修する者、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第三條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第四條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第五條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第六條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第七條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第八條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第九條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十一條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十二條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十三條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十四條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十五條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十六條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十七條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十八條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第十九條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十一條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十二條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十三條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十四條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十五條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十六條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十七條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十八條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第二十九條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

○第三十條 本院は法律政治経済学及社会学を専修する者は、其の修業年限は、法律政治経済学部は四年、社会学部は三年とする。

課程	科目	年次	学期	時間	備考
法学部	法學	第一年	前期	民法第一講義	
			後期	民法第二講義	
		第二年	前期	民法第三講義	
			後期	民法第四講義	
社会学部	社会学	第一年	前期	社会学第一講義	
			後期	社会学第二講義	
		第二年	前期	社会学第三講義	
			後期	社会学第四講義	

科目	第一年		第二年		第三年		第四年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
法學	民法第一講義	民法第二講義	民法第三講義	民法第四講義	民法第五講義	民法第六講義	民法第七講義	民法第八講義
社会学	社会学第一講義	社会学第二講義	社会学第三講義	社会学第四講義	社会学第五講義	社会学第六講義	社会学第七講義	社会学第八講義
政治学	政治学第一講義	政治学第二講義	政治学第三講義	政治学第四講義	政治学第五講義	政治学第六講義	政治学第七講義	政治学第八講義
経済学	経済学第一講義	経済学第二講義	経済学第三講義	経済学第四講義	経済学第五講義	経済学第六講義	経済学第七講義	経済学第八講義
その他	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語

課程表

備考 英語法科学に於ける英語ノ授業時間八隨時之ヲ定ム

明治三十年七月改定

東京市神田区錦町二丁目二番地

司法省指定

東京法学博士

池田武夫

- 第二条 兼修科ハ当分ノ内英語漢文ノ二科ヲ置ク
- 第三条 兼修科修業年限ハ英語科、漢文科共各三ケ年トス其各課程ハ左表定ムル所ニ依ル
- 学年ハ毎年五月一日ニ始マリ翌年四月卅日ニ終ル
- 第四条 兼修科ニ入学セントスル者ハ各自志望ノ学科ヲ申出ツヘシ
- 第五条 本院学生ハ無試験ニテ兼修科第一年級ニ入学スルコトヲ得第二年級以上ニ入学セントスル者ハ学力ノ検定ヲ受クヘシ但シ他学校ニ於テ同程度以上ノ学科ヲ修業セシ証明アル者ハ此限ニ在ラス
- 第六条 中途ニシテ退学セントスル者ハ教務掛ニ届出ツヘシ
- 第七条 学年試験ハ毎学年ノ終ニ於テ之ヲ举行ス其成績ハ各科目百点ヲ以テ満点ト定メ平均六十点以上ヲ以テ及第トス
- 第八条 兼修科所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ其兼修ノ科目ニ付キ卒業証書ヲ授与ス
- 第九条 月謝ハ一科金貳拾錢トシ二科ヲ兼スル者ハ金三拾錢トス
- 第十条 本院一般ノ規則ニシテ以上ノ規定ニ抵触セサル条項ハ總テ兼修科ニ適用ス

東京法学院兼修科課定表

漢文学科		同	英語学科		同
第一年級	第二級	第三年級	第一年級	第二級	第三年級
日本外史	文章軌範	唐宋八家文	ナショナル	スキントン	アーヴィン
一、二、三、四	一、二、三、四	一、二、三、四	一、二、三、四	一、二、三、四	一、二、三、四

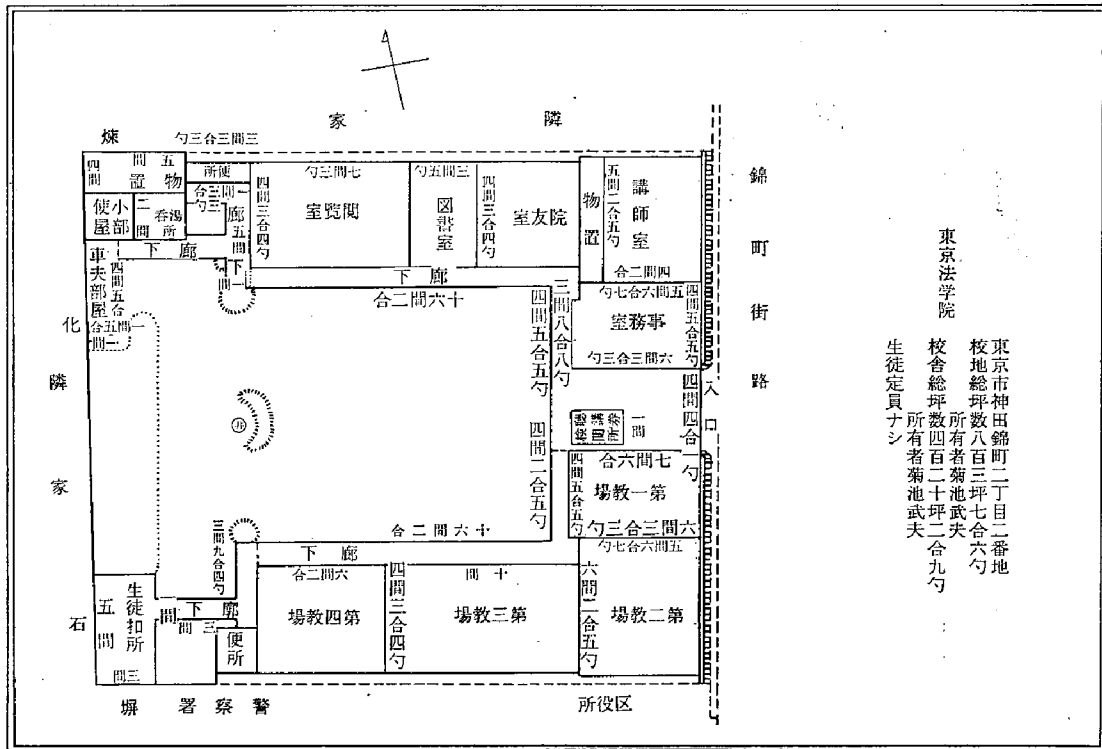
教科用図書之部

日本政記	韓非子	左	伝	ロングマン	ブツシグ、	ギゾー文明史
十八史略	孟子	子	子	バーレー万国	マコレー、ク	ミル及スペン
小史	史記	荀	子	クアッケンボ	フランクリン	サー論集
孝經	文	孫	子	ユニオン	マコレ、ヘ	ブラッキー自
作文	文	作	文	シチズン、リ	マコレー、ヘ	修論
				シエモア小	スキントン小	
				文法	文法	

科目書名	著者	出版又ハ翻刻者	出版翻刻年月	検定又ハ認可年月日
法律原論	テリー氏	小柳津要人	明治廿三年八月	
契約法	アンソン氏	長尾景弼	同 廿七年四月	
私犯法	ポロツク氏	増島六一郎	同 廿三年九月	
法理学	ホルランド氏	英国オックス ホルドクス ソレントン活版	西曆千八百八十 七年十二月	
国際公法	ホール氏	亀井忠一	明治廿九年五月	
国際私法	フーイト氏	増島六一郎	同 廿三年九月	
沿革法理	メイソン氏	増島六一郎	明治廿一年十月	
証拠法	ポウエル氏	同	同年同月	

参考用図書之部

科目書名	著者	出版又ハ翻刻者	出版翻刻年月	検定又ハ認可年月日
備考	参考用図書ノ儀ハ別ニ定リタルモノ無之候也			



東京法学院
 校地總坪數八百三坪七合六勺
 所有者菊池武夫
 校舍總坪數四百二十坪二合九勺
 所有者菊池武夫
 生徒定員ナシ

東京法学院職員調

受持学科	毎週受 持時間	職名	俸給	就職年月	卒業 位名学	族籍	氏名	生年月
民法総論及同債 権第一部	四	院長	無	明治廿一年七月	法学博士	岩手県 士族	菊池 武夫	安政元年九月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	幹事	無	同	法学博士	鳥取県 平民	奥田 義人	万延元年六月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	愛媛県 平民	藤田隆三郎	安政三年五月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	新潟県 士族	伊藤 悌治	安政五年六月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	福島県 平民	馬場 愿治	万延元年八月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	石川県 士族	戸水 寛人	文久元年六月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	山口県 士族	植村 俊平	文久三年十月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	東京府 士族	穂積 八束	文久元年三月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	石川県 士族	朝倉外茂鏡	文久三年二月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	千葉県 平民	平山 銓太郎	元治元年五月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	長野県 士族	原 嘉道	慶応三年二月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	静岡県 士族	石渡 敏一	安政六年十一月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	群馬県 士族	渡辺又次郎	慶応三年十一月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	東京府 士族	寺島 直	天保八年九月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	茨城県 士族	羽生 顕親	元治元年四月
民法債權二部保 險法契約法擬 律擬判	五	講師	無	同	法学博士	群馬県 士族	肥田平次郎	明治四年十一月

刑 法 各 論 二	民 事 訴 訟 法 二	國 際 公 私 法 二	時 効 法 二	刑 法 汎 論 二	民 事 訴 訟 法 四	國 際 私 法 二	破 産 法 二	財 政 學 二	民 法 物 權 二 部 二	國 際 公 法 二	經 濟 學 二	擬 律 擬 判 一	親 族 法 二	國 際 公 法 二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
同 年 十 二 月	同	同	同 三 十 年 五 月	同	同 年 九 月	同	同	同	同	同	同	同 七 月 廿 一 年	同	同
同 三 重 民	東 京 府 平 民	法 律 福 岡 士 族	法 學 兵 庫 平 民	法 學 佐 賀 士 族	法 學 石 川 士 族	法 學 平 民	米 國 法 學 博 士	法 學 博 士	法 學 同	法 學 同	法 學 同	法 學 同	法 學 同	法 學 同
勝 本 勘 三 郎	今 村 信 行	寺 尾 亨	平 岡 定 太 郎	古 賀 廉 造	前 田 孝 階	入 江 良 之	小 沢 政 許	高 野 岩 三 郎	加 納 友 之 介	立 作 太 郎	金 井 延	岩 手 菊 池 武 夫	鳥 取 奧 田 義 人	愛 媛 藤 田 隆 三 郎
慶 應 二 年 十 二 月		安 政 五 年 十 二 月			萬 延 元 年 一 月	慶 應 二 年 十 一 月	慶 應 三 年 九 月				慶 應 元 年 二 月	前 三 出	同	同

國 際 公 法 二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
同 廿 九 年 八 月	同 廿 一 年 七 月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
香 川 士 族	東 京 府 士 族	福 井 士 族	東 京 府 士 族	同	石 川 平 民	東 京 府 士 族	同	石 川 士 族	同	同	同	同	同	同
三 崎 龜 之 助	增 島 六 一 郎	捨 六	高 橋	岡 村 輝 彦	高 橋 健 三	中 橋 德 五 郎	同	同	同	同	同	同	同	同
安 政 四 年 六 月	文 久 二 年 三 月	安 政 二 年 七 月	安 政 二 年 八 月	元 治 元 年 九 月	安 政 二 年 七 月	同	同	同	同	同	同	同	同	同

相 続 法 二

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	九	七	同	同	同	同	同	同	八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	門	門	同	同	同	同	同	同	門	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

区分	学年	現在年数	平均年齢	学級数	本年度入学志望者	本年度入学者	前学年中途退学者	前学年卒業業者
高等小学校卒業業者 <td>同</td> <td>一、〇〇六</td> <td>廿一年二ヶ月</td> <td>三学級</td> <td>三九二</td> <td>三三九</td> <td>四一四</td> <td>二二八</td>	同	一、〇〇六	廿一年二ヶ月	三学級	三九二	三三九	四一四	二二八
同三学年卒業業者	同							
同二学年卒業業者	同							
同一学年卒業業者	同							
尋常小学校卒業業者	同							
尋常中学校卒業業者	同							
尋常中学校卒業業者	同							
其他								

以上ノ分届出ナキヲ以テ知ルヲ得ス
 十三人
 二百四十七人
 四十五人
 三十四人

(備考) 一、本院受持学科中肩ニ朱線ヲ付シタルモノ又其ノ時間ニ於テ朱書ノ分ハ英語法律科ニシテ原書ニヨリ授業スルモノトス但シ該教科用書ハ別紙調書ニアリ

二、本院職員中院長幹事講師共一定ノ俸給ナシ

東京法学院生徒調 明治三十年十一月一日調

同 八月 同廿九年 同 岩手県三島 駒治 明治三年 九月

前学年半年退学生徒		前学年卒業生徒	
高等学校入学ノ者	他ノ官公立学校へ入学ノ者	私立諸学校へ入学ノ者	実業ニ就キタルモノ
除名放校シタル者	死亡シタル者	事故其他疾病ニ依リ退学ノ者	合計 四百十四人
以上届出ナキニヨリ知ルヲ得ス	三百〇九人	二人	百〇三人
高等学校へ入学ノ者	其他ノ官公立学校ニ入学ノ者	私立諸学校ニ入学ノ者	官庁へ奉職ノ者
学校教員ト為リタルモノ	実業ニ就キタルモノ	一年志願兵ト為リタルモノ	士官候補生ト為リタルモノ
死亡ノ者	其他ノモノ	合計 二百廿八人	一々届出ナキヲ以テ細別ニ知ルヲ得ス

東京法学院(高等法学科)生徒調 明治三十年十月一日調

区分	学年	現在	平均年齢	本学年入学志望者	本学年入学者
		八六	廿五年三月	ナシ	二七
				修業年限一年以上五年以下	一四

前学年中途退学者	前学年卒業者
一	ナシ
開設日尚浅キニ付卒業生ナシ	

高等法学科ハ東京法学院卒業生及他同等指定法律学校ノ卒業生ニアラサレハ入学ヲ許可セザルニ付本科在学ノ生徒ハ即チ同上諸学校ノ卒業生ニシテ内ニハ弁護士、判検事試験等ニ及第シ現ニ在職中ノモノモ少カラズ

東京法学院在外員生徒調 明治三十年十一月一日調

区分	学年	現在	平均年齢	本学年入学志望者	前学年卒業者
		九六八	式拾五年位	三学級	九六八
				ナシ	

東京法学院予算調明治三十一年度(自明治三十年九月至明治三十一年八月) 収入之部

科目	本年度	前年度	比較		備考
			増	減	
在院生授業料	九、六三二、〇〇〇 円	八、七九七、〇〇〇 円	八三五、〇〇〇		延人数七千九百八十一人ノ内式千四百八十一人ハ月謝金壹円トス此金二千四百八十一円也五千五百人ハ月謝金壹円參拾錢此金七千五百四十四円也
在外員月謝	五、三三三、〇〇〇	五、五三八、五〇〇		一九、五〇〇 円	延人数壹万六千八百八拾四人月謝金五十錢ツ、此金五千三百四拾貳円

支出之部

計	一六、六、七、〇〇〇	一六、〇、二、〇〇〇	一、五、六、三、〇〇〇
雑収入	一、五、〇、〇〇〇	一、五、〇、〇〇〇	
束脩	一、五、四、九、〇〇〇	一、五、六、三、〇〇〇	一三、〇〇〇

五百七拾八人ハ一人ニ付金貳圓、七百八十六人ハ一人ニ付金五拾錢
 入学試験者參百拾人、一人ニ付金參拾錢
 不用品私下代金五拾貳圓

科目	本年度	前年度	比較		備考
			増	減	
俸給 院長無給 幹事無給 講師無給	一、八、二、〇〇〇圓	一、五、九、〇〇〇圓	二、三、〇〇〇		雇拾五人内月俸九圓、此金九百
諸備給	一、八、二、〇〇〇圓	一、五、九、〇〇〇圓	二、三、〇〇〇		雇拾五人内月俸九圓、此金九百
校費	一、三、八、九、〇〇〇圓	一、〇、一、一、七、〇〇〇圓	三、七、七、〇〇〇		椅子七脚此金廿一圓、腰掛拾脚此金拾圓、器具修繕此金四圓
備品費	五、〇〇〇圓	五、五九〇圓	〇、五九〇		書籍三拾種此金五百四十圓、官報壹部此金六圓、法令全書壹部此金壹圓、新聞雜誌八種此金五十二圓、八錢
圖書購入費	六、〇〇〇圓	五、四三、一〇〇圓	五六、八九六		筆拾對此金貳圓、墨五挺此金貳圓、美濃紙百帖此金廿圓、半紙百五拾帖此金三十一圓、帳簿二冊此金六圓
筆紙墨文具費	八、〇〇〇圓	七、〇〇〇圓	九、〇〇〇		

計	予備費	賞与費	管繕費	修繕費	雑費	集會費	卒業証書授与式費	税金	料	火災保險	廣告料	薪炭油及電燈電話費
一六、六、七、〇〇〇	五、〇〇〇	五、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、六、三、〇〇〇	八、一〇、〇〇〇	三、九、〇〇〇	八、〇〇〇	二、二、〇〇〇	五、六、〇〇〇	四、二、〇〇〇	三、二、〇〇〇
一六、三、三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇、七、〇〇〇	二、五、七、〇〇〇	二、五、七、〇〇〇	一〇、〇、七、三、〇〇〇	六、七、九、〇一〇	二、九、三、五、五、〇〇〇	八、七、六、六六	二、三、三、三、〇〇〇	五、八、三、九、六、七	三、〇、〇三三	三、九、三、一、八、八
三、〇、三、三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、八、三、〇〇〇	一、五、七、六、五	一、五、七、六、五	四、五、六、三、〇〇〇	一、三、〇、〇二〇	一、〇、五、五、五	〇、三、三、三	〇、六、六〇	三、〇、〇三三	三、〇、〇三三	二、七、八、二、三

石炭三噸金參拾圓、木炭三百金、五百圓、石油拾五圓、電話費金百八十八圓、電話費金參拾五圓
 東京諸新聞ハ六回分金參百圓、地方新聞ハ五分金二、百八拾六圓
 家屋全体火災保險費金二百拾四圓
 市街宅地租外八目税金八拾八圓
 試驗諸費金百四拾圓、褒賞費金參拾圓、院友及卒業生招待費金貳百貳拾九圓
 本院内集會五回金二百四拾貳圓、院友會地方支部集會六回金五百七十二圓
 通信運搬費金八百圓、此金三百五十圓、九十三圓、購費千度、此金二百五十圓、被服費九百一十圓、分金拾九圓、印刷費金六千八百一十圓、力車費七百三十圓、分金七百三十圓、時費金六百五十圓、一圓諸雜費金二百八十九圓也
 各所修繕拾ヶ所此金百圓也
 拾五人ハ貳回金貳百貳拾六圓、四人ハ二回金拾九圓
 前年度ニ於テ金五百圓ノ予備金アリシモ各科目不足額ニ對シ分賦流用セリ